

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成17年
9月6日
(火曜日)

目次

告示

瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) 一

瀬戸内海環境保全特別措置法第八条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) 三

保安林予定森林 (森林整備課) 四

特定建設工事共同企業体の指名競争入札の参加資格の審査 (港湾課) 五

公告

大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取 (三件) (商政課) 六

一般競争入札の実施 (港湾課) 七

開発行為に関する工事の完了 (建築指導課) 九

一般競争入札の実施 (物品管理課) 一〇

選管告示

直接請求に必要な有権者の数 一一

山口県告示第四百八十五号



瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があつたので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成十七年九月六日から同月二十六日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び光市環境市民部環境保全課において公衆の縦覧に供す

る。

平成十七年九月六日

山口県知事 二井 関 成

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 新日鐵住金ステンレス株式会社
住 所 東京都中央区日本橋本石町三丁目二番二号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 新日鐵住金ステンレス株式会社製造本部光製造所
所 在 地 光市大字島田三四三四番地
- 三 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造			使 用 の 方 法	
	能 能 (m^3 /時)	工 事 着 手 予 定 日	工 事 完 成 予 定 日	使 用 開 始 予 定 日	間 隔 時 間 連 続 日 数
六一一口	四八、〇〇〇	平成一七、 一〇、二八	平成一七、 一一、一三	平成一七、 一一、一三	連 続 二 四 時 間 動 季 節 的 概 要 変 動 な し

備考 「六一一口」とは、水質汚濁防止法施行令 (昭和四十六年政令第百八十八号) 別表第一第六十一号の鉄鋼業の用に供するガス冷却洗浄施設をいう。

No. 3 排 水 口	No. 2 排 水 口	No. 1 排 水 口	排 水 口	排 出 水 の 汚 染 状 態 の 値		排出水の日当たりの量 (m ³)
				水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
"	"	七・四	通 常	八・五	六・七	五 八 三 七
"	九・五	八・五	最 大	一四・二	九・六	九 七 九 四
"	"	六・七	通 常	二二・五	一〇・六	七 八 四 〇
"	一四・二	九・六	最 大	四〇	三〇	一 五 九 七 五
"	"	一〇・八	通 常	"	四・五	二 〇 七 三 三
"	二二・五	一〇・六	最 大	"	六〇	二 一 六 九 七
"	四〇	三〇	通 常	"	二〇	
"	"	四・五	最 大	"	四〇	
"	六〇	二〇	通 常	"	〇・四	
"	一〇二	四〇	最 大	"	〇・三	
"	〇・四	〇・三	通 常	"	〇・八	
"	〇・八	〇・六	最 大	"	〇・六	

五 排出水の汚染状態の値及び排出水の量

共同 処理 施設	種 類	項 目		汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚水等の日当たりの量 (m ³)
		処理前	処理後	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
七・二	九・六	二	七・二	五・三	二二	一 五 六 八 一
五・六	九・六	一	五・六	三・一	三三	一 六 二 三 八
九・六	九・六	一	九・六	三・一	三三	一 八 九 一 七

(一) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

共同 処理 施設	種 類	構 造	能 力 (m ³ /日)	処理の 方式	間 隔 時 間	使用 時 間 の 一 日 当 た り の 間 隔	概 節 的 変 動 の 要 求	工 事 着 手 予 定 日	工 事 完 成 予 定 日	使 用 開 始 予 定 日

四 汚水等の処理施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚水等の日当たりの量 (m ³)
	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
六一〇口	一〇	六〇〇	一〇二
六一〇口	一〇	六〇〇	一〇二
六一〇口	一〇	六〇〇	一〇二

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

山口県告示第四百八十六号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第八条第一項の規定に基づき特定施設の構造等の変更の許可の申請があつたので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、平成十七年九月六日から同月二十六日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び光市環境市民部環境保全課において公衆の縦覧に供する。

平成十七年九月六日

山口県知事 二井 関 成

No. 8	No. 7	No. 6	No. 4
排水口	排水口	排水口	排水口
"	八・二	七	七・五
"	八・五	八・五	八・五
"	二	三	一・一
"	三	五	一五・六
"	四	三〇	一六・九
"	九	"	"
"	検出せず	五	三・八
"	二	一	二五
"	四	二	六〇
"	〇・二	〇・一	"
"	〇・四	〇・二	〇・七
一七六、八八〇	一七五、二〇〇	〇	一八、一九六
一七八、五六〇	一七五、二〇〇	六三〇	二四、七一〇

一 申請者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称 新日鐵住金ステンレス株式会社

住 所 東京都中央区日本橋本石町三丁目二番二号

二 工場又は事業場の名称及び所在地

名 称 新日鐵住金ステンレス株式会社製造本部光製造所

所在地 光市大字島田三四三四番地

三 特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第六十一号の鉄鋼業の用に供するガス冷却洗浄施設、圧延施設、焼入れ施設及び湿式集じん施設、同表第六十三号の三の石炭を燃料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設、同表第六十五号の酸又はアルカリによる表面処理施設、同表第七十二号のし尿処理施設並びに同表第七十四号の特定事業場から排出される水の処理施設

四 変更しようとする事項の内容

排水水の量を変更することにより、次の表のとおり変更を生じる。

排水水の汚染状態の値及び排水水の量

No. 8 排 水 口	No. 7 排 水 口	No. 6 排 水 口	No. 4 排 水 口	No. 3 排 水 口	No. 2 排 水 口	No. 1 排 水 口	排 水 口	項目	
								変更後	変更前
"	"	"	"	"	"	"	"	通	水素イオン濃度 (水素指数)
"	"	"	"	"	"	"	"	常	七・四
"	"	"	"	"	"	"	"	最	八・五
"	"	"	"	"	"	"	"	大	八・五
"	"	"	"	"	"	"	"	通	化学的酸素要求量 (mg/l)
"	"	"	"	"	"	"	"	常	六・七
"	"	"	"	"	"	"	"	最	九・六
"	"	"	"	"	"	"	"	大	九・六
"	"	"	"	"	"	"	"	通	浮遊物質 (mg/l)
"	"	"	"	"	"	"	"	常	一〇・六
"	"	"	"	"	"	"	"	最	三〇
"	"	"	"	"	"	"	"	大	三〇
"	"	"	"	"	"	"	"	通	鉍油類 (mg/l)
"	"	"	"	"	"	"	"	常	四・五
"	"	"	"	"	"	"	"	最	二〇
"	"	"	"	"	"	"	"	大	二〇
"	"	"	"	"	"	"	"	通	窒素 (mg/l)
"	"	"	"	"	"	"	"	常	一〇・一
"	"	"	"	"	"	"	"	最	四〇
"	"	"	"	"	"	"	"	大	四〇
"	"	"	"	"	"	"	"	通	リン (mg/l)
"	"	"	"	"	"	"	"	常	〇・三
"	"	"	"	"	"	"	"	最	〇・三
"	"	"	"	"	"	"	"	大	〇・三
"	"	"	"	"	"	"	"	通	排水の一日当たりの量(m ³)
"	"	"	"	"	"	"	"	常	五、八三七
"	"	"	"	"	"	"	"	最	七、八四〇
"	"	"	"	"	"	"	"	大	七、八四〇

山口県告示第四百八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する予定である。

平成十七年九月六日

山口県知事 二井 関 成

一 保安林予定森林の所在場所
下関市豊北町大字粟野字横畑一六六八の一から一六六八の五まで

阿武郡阿東町大字生雲中字柵田七三、字畑二二八四

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林部森林整備課並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。)

一 保安林予定森林の所在場所

下関市豊浦町大字室津上字古殿一三五の一、一六二の一、豊浦町大字室津下字古殿一五三の一、一五四の一、一五五の一、一五七の一、三三四の一、三三四の二、字道ケ迫一五六

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、下関市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林部森林整備課及び下関市農林水産部農林整備課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第四百八十八号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の五第一項の規定により、宇部港廃棄物埋立護岸築造等工事の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)及び当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定め

た。

平成十七年九月六日

山口県知事 二井 関 成

一 宇部港廃棄物埋立護岸築造等工事

(一) 工事場所 宇部市大字沖宇部字沖ノ山地先

(二) 工事の概要

工	種	延	長
基礎工			一九五メートル
本体工			六六〇メートル
遮水工			七一〇メートル

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(三者で構成するものに限る。)とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

1 建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)(第三条第六項に規定する特定建設業の許可(土木工事業に係るものに限る。))を受けていること。

2 出資比率が二十パーセント以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の法第二十七条の二十三第一項に規定する経営事項審査で平成十七年九月五日までに国土交通大臣又は都道府県知事がその結果の通知(平成十九年三月一日以降に経営事項審査を受けた場合)については、法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値の通知)を行ったもののうち直近のもの(以下「経営事項審査」という。)(の土木一式工事の総合評点又は総合評定値が千二百以上であること。

(三) 共同企業体の代表者以外の者の経営事項審査の土木一式工事の総合評点又は総合評定値が九百以上であること。
経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等
経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、建設工事に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成十七年山口県告示第二百十七号)三に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 経営事項審査結果通知書の写し又は総合評定値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出場所
山口県宇部港湾管理事務所 宇部市港町一丁目五番七号

(三) 申請書等の提出期間
随時とする。

(四) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法
審査終了後、経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を発送する。

四 その他
この審査についての問合せは、山口県宇部港湾管理事務所(電話〇八三六一三一―三三三一一)にすること。



(四七三) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成十七年四月十九日山口県公告(二三三)に係る大規模小売店舗について次のとおり山口市から意見を聴きました。

当該意見は、平成十七年九月六日から同年十月六日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成十七年九月六日

山口県知事 二井 関成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 どうもんビル
所在地 山口市道場門前一丁目一一
- 二 意見の概要
特に配慮を求める事項はない。

(四七四) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成十七年四月十九日山口県公告(二三三)に係る大規模小売店舗について次のとおり山口市から意見を聴きました。

当該意見は、平成十七年九月六日から同年十月六日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成十七年九月六日

山口県知事 二井 関成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 どうもんビル
所在地 山口市道場門前一丁目一一
- 二 意見の概要
特に配慮を求める事項はない。

(四七五) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成十七年五月六日山口県公告(二五二)に係る大規模小売店舗について次のとおり山口市から意見を聴きました。

当該意見は、平成十七年九月六日から同年十月六日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成十七年九月六日

山口県知事 二井 関成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 ウエスタまるき大内店
 所在地 山口市大字大内御堀一八三八の一
- 二 意見の概要
 特に配慮を求める事項はない。

(四七六) 一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成十七年九月六日

山口県知事 二井 関 成

- 一 入札に付する事項
 次に掲げる工事の請負
- (一) 工事名
 宇部港廃棄物理立護岸築造等工事
- (二) 工事場所
 宇部市大字沖宇部字沖ノ山地先
- (三) 工事の概要

工 種	延 長
基 礎 工	一九五メートル
本 体 工	六六〇メートル
遮 水 工	七二〇メートル

- (四) 工期
 この入札により締結する契約に係る議会の議決のあった日の翌々日から約十一月間
- (五) その他
 この工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付けるVE方式の工事である。

二 工事概要書及び入札説明書等の配布

- (一) 場所
 宇部市港町一丁目五番七号 山口県宇部港湾管理事務所
- (二) 日時
 平成十七年九月六日から同月二十日までの午前九時から午後四時三十分まで
- 三 入札参加資格

入札に参加できる者は、特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成十七年山口県告示第四百八十八号。以下「告示」という。)に基づく資格審査において、経営の規模及び状況を要件とする一般競争入札参加資格を有すると認められる共同企業体で次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (一) 共同企業体が地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。)第六百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (二) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 政令第六百六十七条の四第一項又は第二項に規定する者でないこと。
- 2 一に掲げる工事(以下「本工事」という。)において他の共同企業体の構成員でないこと。

- 3 平成十七年九月六日から同年十月二十四日までの間のいずれの日においても山口県建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。

(三) 共同企業体の代表者が次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 平成十七年四月一日から平成十七年九月六日までの間に元請負人又は共同企業体の代表者として港湾又は漁港の工事で防波堤、水深二・〇メートル以上の物揚場又は岸壁の基礎工及び本体工並びに海上工事における鋼管杭又は鋼管矢板の打設工を施工した実績を有していること。

- 2 土木工事業に係る監理技術者資格者証の交付を受け、かつ、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十六条第四項の国土交通大臣の登録を受けた講習(以下「登録講習」という。)を受講した監理技術者(以下「監理技術者」という。)で、平成十七年四月一日から平成十七年九月六日までの間に元請負人又は共同企業体の代表者の技術者として港湾又は漁港の工事で防波堤、水深二・〇メートル以上の物揚場又は岸壁の基礎工及び本体工並びに海上工事における鋼管杭又は鋼管矢板の打設工の工事に従事した経験を有するものを本工事の工事現場に専任で配

(四) 共同企業体の代表者以外の者が次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
置できること。

1 平成十七年四月一日から平成十七年九月六日までの間に元請負人又は共同企業体の構成員（出資比率が二十パーセント以上であるものに限る。）として港湾又は漁港の工事で防波堤、水深二・〇メートル以上の物揚場又は岸壁の基礎工及び本体工を施工した実績を有していること。

2 建設業法第二十六条第一項に規定する主任技術者（以下「主任技術者」という。）を本工事の工事現場に専任で配置できること。

四 設計図書の縦覧及び配布

(一) 縦覧の場所及び日時

1 場所

山口県宇部港湾管理事務所

2 日時

平成十七年九月六日から同年十月二十一日までの午前九時から午後四時三十分まで

(二) 配布の場所及び日時

1 場所

山口県宇部港湾管理事務所

2 日時

平成十七年九月三十日から同年十月二十一日までの午前九時から午後四時三十分まで

3 対象者

十一の(四)の入札参加資格の要件の確認を受けた者に配布する。

五 契約条項を示す場所

山口県宇部港湾管理事務所

六 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった契約金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県宇部港湾管理事務所

(三) 受領期限

平成十七年十月二十一日午後五時十五分（入札書を持参する場合は、平成十七年十月二十四日午前十時三十分）

七 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

宇部市港町一丁目五番七号 山口県宇部港湾管理事務所会議室

(二) 日時

平成十七年十月二十四日 午前十時三十分

八 入札保証金

免除する。

九 無効入札

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名押印（署名を慣習とする外国人にあつては、自署）のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

十 落札者の決定方法

山口県会計規則（昭和三十九年山口県規則第五十四号）（第五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十一 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 二井 関成

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否

要

(四) 入札参加資格の要件の確認に必要な次に掲げる書類（告示に基づく資格審査を申請した者については、1、2及び6に掲げる書類）を平成十七年九月二十日午後五時十五分までに山口県宇部港湾管理事務所に提出すること。なお、その確認結果を記載した書面を平成十七年九月二十九日までに発送する。

1 同種・同規模工事の施工実績について記載した書類

2 監理技術者及び主任技術者の資格及び工事経験について記載した書類

3 共同企業体の構成員及びその出資比率を記載した書類

4 経営事項審査結果通知書の写し又は総合評定値通知書の写し

- 5 特定建設業の許可通知書の写し
 - 6 監理技術者(平成十六年二月二十九日以前に、現に有する監理技術者資格者証の交付を受けたものを除く。)が登録講習を受講した者であることを証する書面
 - (五) この入札に係る請負契約については、県議会の議決を要するため、落札後仮契約を締結し、当該議決を経た後本契約を締結する。
 - (六) 契約保証金

契約金額の百分の十以上の契約保証金を納付すること。ただし、国債の提供又は金融機関若しくは公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和二十七年法律第八十四号)第二条第四項に規定する保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、工事履行保証契約又は県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、契約保証金の納付を免除する。
 - (七) 契約締結後の技術提案

契約締結後、当該請負人は、設計図書の変更の案を記載した書類を提出することにより、設計図書に定める工事的機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の提案をすることが出来る。この場合において、当該提案を適当と認めるときは、設計図書を変更するとともに、必要があることを認めるときは、請負代金額の変更を行うものとする。なお、詳細については、仕様書による。
 - (八) 詳細については、山口県宇部港湾管理事務所(電話〇八三六―三三三―三三三)に問い合わせる事。
- 十一 Summary
- (1) Division in charge of contract: Port & Harbor Division, Construction Department, Yamaguchi Prefectural Government 1-1 Taki-machi, Yamaguchi City, Yamaguchi Prefecture
 - (2) Name of construction: Shore protection works for waste reclamation at Ube-port
 - (3) Outline of construction: Foundation works 195 m in length, Main works 660 m in length, Water insulation works 710 m in length
 - (4) Place of construction: Aza Okinoyama Chisaki, Oaza Okinube, Ube City
 - (5) Section in charge of procurement and contact point for the notice: General Affairs Division, Yamaguchi Prefecture Ube Port & Harbor Administration Office, 5-7, 1-chome, Minato-machi, Ube City
 - (6) Time-limit for tender: 5:15 P. M. October 21, 2005 (In case of bringing a tender: 10:30 A. M. October 24, 2005)

(四七七) 開発行為に関する工事の完了
 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成十七年九月六日

山口県知事 二井 関成

- 一 開発区域に含まれる地域の名称
 下松市望町二丁目
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 下松市美里町四丁目一番七号
 竹尾 省一
 下松市大字河内一―二番地の一九
 田村 節子
 下松市瑞穂町一丁目二番一号
 原田 文治
- 一 開発区域に含まれる地域の名称
 柳井市伊保庄字高須浜
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 柳井市伊保庄五〇四三番地
 村瀬 敏雄
- 一 開発区域に含まれる地域の名称
 美祢市大嶺町東分字沖田
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 周南市福川三丁目一八番二号
 株式会社若崎宏健堂
- 一 開発区域に含まれる地域の名称
 山陽小野田市大字有帆字八ノ尻

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 山口市大字吉敷三三二七番地の一
 株式会社森宗

(四七八) 一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成十七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成十七年九月六日

山口県知事 二井 関 成

- 一 入札に付する事項
 - 次に掲げる業務の委託
 - (一) 業務の名称及び数量
 - 物品管理システム開発業務 一式
 - (二) 業務の内容
 - 入札説明書及び仕様書による。
 - (三) 履行期間
 - 平成十七年十月二十日から平成十八年三月三十一日までの間
 - (四) 履行場所
 - ネットワーク管理センター及び山口県出納局物品管理課
- 二 入札参加資格
 - 入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。
 - (一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項に規定する者でないこと。
 - (二) 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人 支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
 - (三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成十七年山口県告示第三百七十六号)又は県が発注する業務の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する特定役務の種類等に関する告示(平成十七年山口県告示第五十八号)に基づき資格審査において、システムの設計及び開発につ

- いて特Aの等級に格付されている者であること。
- (四) 情報処理技術者試験の区分等を定める省令(平成九年通商産業省令第四十七号)に規定するプロジェクトマネージャ試験又はアプリケーションエンジニア試験(情報処理技術者試験規則の一部を改正する省令(平成六年通商産業省令第一号)による改正前の情報処理技術者試験規則(昭和四十五年通商産業省令第五十九号)第一条に規定する特種情報処理技術者試験を含む。)に合格した者を、一の(一)に掲げるシステム(以下「本件システム」という。)の開発業務に専任で配置し、かつ、山口県出納局物品管理課に常駐させることができること。
- (五) 平成十七年四月一日から平成十七年九月二日までの間に、都道府県又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市において、本件システムと同種及び同規模のシステムを開発した実績(開発中であるものを含む。)を有していること。
- 三 契約条項を示す場所
- 山口市滝町一番一号 山口県出納局物品管理課
- 四 入札説明書及び仕様書の交付
- 山口県出納局物品管理課において交付する。
- 五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限
 - (一) 記載方法
 - 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (二) 提出場所
 - 山口県出納局物品管理課
 - (三) 受領期限
 - 平成十七年十月十七日午後五時(入札書を持参する場合は、平成十七年十月十八日午前十時)
- 六 入札を執行する場所及び日時
 - (一) 場所
 - 山口市滝町一番一号 山口県出納局物品管理課第二入札室
 - (二) 日時
 - 平成十七年十月十八日午前十時
- 七 入札保証金
- 免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (一) 入札参加資格のない者がした入札
 - (二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札
 - (三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札
- 九 落札者の決定方法

山口県会計規則(昭和三十三年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

- (一) 契約担当者
山口県知事 二井 関成
- (二) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (三) 契約書の作成の要否
要
- (四) 契約保証金
免除する。
- (五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、山口県出納局会計課に申請書を提出すること。
- (六) 詳細については、山口県出納局物品管理課(電話〇八三一九三三三九五六)に問い合わせる。

十一 Summary

- (1) Division in charge of contract: Office Supplies Division, Treasury Bureau, Yamaguchi Prefectural Government
- (2) Nature of the service to be purchased: Development of office supplies system
- (3) Term of contract: October 20, 2005 to March 31, 2006
- (4) Delivery place: Network Operating Center and Office Supplies Division, Treasury Bureau, Yamaguchi Prefectural Government
- (5) Division in charge of procurement and Contact point for the notice: Office Supplies Division, Treasury Bureau, Yamaguchi Prefectural Government (Tel. 083-933-3956)
- (6) Time-limit for tender: 5:00 P.M., October 17, 2005
(In case of bringing a tender: 10:00 A.M., October 18, 2005)



山口県選挙管理委員会告示第百三十七号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十百分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次の表のとおりである。

平成十七年九月六日

山口県選挙管理委員会委員長 福田 隆 司

直接請求の種類 廃の請求 県の事務の執行に関する 監査の請求	根拠規定	必要の有権者の数
県条例の制定又は改 廃の請求	地方自治法第七十四 条第一項	二四、六七八
県の事務の執行に關 する監査の請求	地方自治法第七十五 条第一項	二七、三二〇
県議会の解散の請求	地方自治法第七十六 条第一項	一七、二二〇
県議会の議員の解職 の請求	地方自治法第八十 条	一七、二二〇

選挙区	必要の有権者の数
大島郡選挙区	四、五〇五
玖珂郡選挙区	四、四七四
熊毛郡選挙区	四、四七四
玖珂郡選挙区	四、四七四
吉野郡選挙区	一、〇〇〇
厚狭郡選挙区	一、〇〇〇
豊浦郡選挙区	一、〇〇〇
阿武郡選挙区	一、〇〇〇
下関市選挙区	六、八八八
宇部市選挙区	四、六八八
山口市選挙区	三、九〇〇
萩市選挙区	三、九〇〇
徳山市選挙区	三、九〇〇
下松市選挙区	三、九〇〇
防府市選挙区	三、九〇〇
岩国市選挙区	二、八〇〇
小野市選挙区	二、八〇〇
光市選挙区	二、八〇〇
長門市選挙区	二、八〇〇
柳井市選挙区	二、八〇〇
美祿市選挙区	二、八〇〇

平成十七年九月六日印刷

発行所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円(送料共)

県の教育委員会の委員の解職の請求	副知事に選挙管理委員、監査委員及び公安委員会の委員の解職の請求	知事の解職の請求
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八條第一項	地方自治法第八十六條第一項	地方自治法第八十一條第一項
新南陽市選挙区		八、七〇二